

# FUKUSHIMA J C NEWS

1963 12

## — 各 委 員 長 は 語 る —



広報委員長 秋元 純

福島にJ Cを造ることになり、わたくしもそれに参画した。そこでわたくしがマスコミに関係しているものとして広報委員長と云うまことに簡単に大変な仕事を引受けざるを得なくなりました。困ったこと

である。広報活動の重大で且責任の大きいことを知っていたら程引受けたくなかったのである。

J Cの発足に参画したとは云うものの、J Cとは如何なるものであるか？又J Cとは如何にあるべきものなのか？の何たるかも知らないわたくしが、しかもそのJ Cの広報活動を受け持ったのである。無責任極まりない話である。そこで私は少しJ Cについて知識を得ることに心掛けた。各地の先輩J CのJ Cニュースを読んでみた。又日本J Cの新聞も見た。又、わたしの先輩で東京J Cのメンバーに会って話もきいてみた。何だか少しづつ解って来た様な気がして来た。解って来た様な気がして来たところで広報委員長としてその活動をしなければならない様になっていた。

綱領にあるように、J Cとは社会的、国家的、国際的な責任を自覚し志を同じうするもの相集い力を合せ、青年としての英知と勇気と情熱をもって明るい豊かな社会を築き上げようと唱っている、非常に結構な高い理念である、然しJ C会員一同は明るい豊かな社会を築くことについては志を同じうするかも知れないが、その過程に於て行われる精神的指導者訓練、指導的経済人として訓練等のJ C運動等に於ては各々考え方、物の見方はそれぞれ異っている筈である。

それはそれで良いのであって、性格、考え方が違っている者が団結してこそ幅の広い大きな力となって表われてくると思うからである。問題となるのはその団結である。わたしは初代広報委員長として広報活動は広範囲にわたらねばならないことは言をまたないが発足に当ってJ C会員の内部のコミュニケーションに力を傾注したいと考えている。内部の充分な意志の交換がなければならぬ。

そこで始めてJ Cの対外的活動も大きな力となって表われ意義を高めるものと考えている。そこで「J Cニュース」を毎月出すことにしたわけである。J Cニュースが、コミュニケーションの場として会員相互の意志の疎通、意見の交換、活動の統一の徹底に役立ち、これからの福島J Cの活発な運動のオピニオンリーダーとなり、加えて明るい豊かな社会の建設に協力出来れば幸だと思っている。



会員委員長 安藤 義光

生れてこのかた、凡そ長と云う名には縁遠い私が、福島J C初の会員委員長に指名されましたので、光栄と云うよりおもはゆい気が致します。何しろ、優柔不断、浅学

非才、と悪い点は充分身につけてはいますが、良い処はこれっぽっちもない、遊ぶ事なら何でもござあい。と云うのがせめてもの取り得？の、ダメな男でございます。

でも「何かやらなくては。」と心ばかりは焦るのですが、現在まで之と云った企画もないままに過ぎて参りました。

間もなく福島J Cも二年目を迎えるのですし、来年は、県北都市開発と云う極めて重大な意義を持つ基本方針も定まりましたし、遊んでばかりもいられません。来年こそは、この基本方針に沿った。地についた企画、運営を行っていきたくと思つて居ります。即ち、——会員同志の親睦は勿論、他地区J Cとの交歓、懇談。県北地区（隣接地区）の青年層との交歓、懇談等々、出来る丈活発に行つて、県北都市開発の為に微力を尽したい考えで居ります。

幸い、半年を経過しました今日、会員皆様の御協力でも会員委員会もようやく軌道にのって来た様でございます。私も御他聞にもれず、皆様方の御期待にお応えして、初の会員委員長として、ちょっとはまともな事もやってみたく、ケナゲな考えを起し初めた処です。よろしく、御指導、御鞭達の程をお願い致します。

### 日 本 J C 綱 領

吾々 Jaycee は  
社会的、国家的、国際的な責任を自覚し、  
志を同じうする者相集い、力を合わせ、  
青年としての英知と勇気と情熱をもつて、  
明るい豊かな社会を築き上げよう。

福島・飯坂合併を祝す

理事長 矢 萩 信二郎

待望の福島市、飯坂町の合併が決定し、十七万余の人口を持つ大福島がここに実現したことは、郷土発展の為にまことにおめでたく慶びに堪えません。

思えばこの合併の直接の公式の発端は、奇しくも福島J.C.の発会式での佐藤知事の祝辞でありました。あの席上で知事は、福島・飯坂合併について強い希望を表明され、新発足した我々J.C.会員に協力を要望されたのでありますがその後わたし共の微力も功を奏してか、この成功をみる事が出来たわけで、福島J.C.の一員として会員諸君と共に喜びにたえない次第であります。

今回の合併は佐藤県政の一つの目標である「広域行政」への第一歩であり、この意義ある試みが、わたし共の福島から始められたことについても、福島J.C.の一員として大いに誇りに感ずる次第であります。

東北第一の観光地「飯坂温泉」を持って益々条件を備えてきたわが福島を更に発展させるもの。それは我々J.C.会員一同の一致団結した活動であると信じてやみません。



福島・飯坂合併について両市・町長にさく

— 修練委員会 —

日時 38年11月22日 場所 グリル民報 出席者 修練委員会他37名  
佐藤福島市長、紺野町長両氏の合併問題に対する基本的考え方又現在までの状況を夫々話された後修練委員会会員の各自一問ずつの質問事項について両市・町長より解答を寄せられた。

既に合併は決定されているので内容は省略するがこれを機に今後ますます福島青年会議所としても地域開発に積極的な推進運動をすすめるべきであろう。

★★★★ 東北地区協議会印象記 ★★★★★★★★★★★★ 小林専務理事 ★★★★★

今年最後の東北地区協議会が盛岡で行なわれた。

盛岡の街は折からの永雨に濡れて古くて暗い。会議の開かれた「多賀本店」は古都の料亭らしくいかにも格調が高く重々しい東北各地から三々五々J.C.マンが集り旧知の顔を見つけて、がっかりと握手を交す姿は如何にもJ.C.マンらしい若々しさがみなぎり、清々しい感じであった。会議はこの会を以て任期の終る小笠原地協会長の司会で始まり最初から熱の入ったものとなった。

特に私が感じさせられたことはJ.C.の会議は外の会議とは違う素直さと明快さをもち、更に各J.C.マンは、自分の住む街に対する強い愛情をもって、会議にのぞんでいるという事であった。


各J.C.マンが各人の住む郷土を愛しその郷土から選ばれて来たという。誇りを以って論戦している姿は見えても如何にも気持が良い。

そして私は思う福島のJ.C.マンも、こういう会議で福島を愛し福島に住む誇りをもって、どしどし意見を述べる機会を多くもっ

てもらいたい——と、誰でも考えることは易しい。しかし、その考えたことを言葉にもしかも相手に充分納得させるということは、仲々難しいものである。

こうした事は唄や踊りと違い師匠のないものだけに常時トレーニングの機会をもつ事が必要ではないだろうか、余談にそれが会議も順調に進んで最後に秋田の辻来年度副会頭が「J.C.マンらしく自らの手を汚しそしてJ.C.は善い意味での影響力ある団体であれ」と結んだ言葉が印象に深かった。

今回の会議に出て会議の後の懇談会を通してみてもJ.C.に入り、それを通して数多くの友人を得、それらの人の中で、自己が、トレーニングできることは伴せであったと深く感じた。帰途の盛岡も雨であった。啄木の歌った不来方の城も北上の流れも雨にけぶって情誼の街盛岡に忘れ得ない感懐をもっておわかれした。

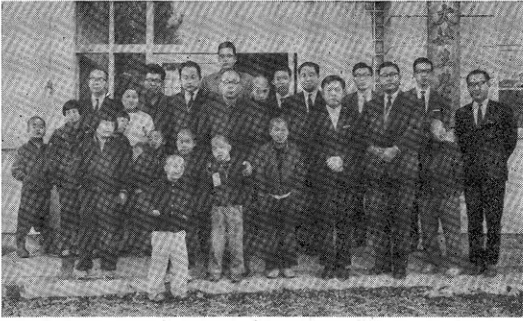


# 東邦銀行

取締役頭取 須藤 仁 郎

## 恵まれない人々への贈物

### 奉仕委員会



師走のあわただしい一日を割いて、奉仕委員会主催の第一回「恵まれない人々への贈物」を別記メンバーの参加を得て大笹生学園を訪ねた。

会員諸君の善意の贈物を積んで、米沢街道を走る車の中では誰しもが且つて愛育園に行った時の様な割に明るい気持であったのだが、大笹生学園に着いて、玄関に入るや、そんな気持は一度に吹っ飛んでしまった。

それは、すさまじいばかりの現実の姿であった。

#### 参加者

矢萩理事長、坪井、宮村、今井、小林、渡辺光、渡辺正之、早坂、平井、安藤、内池、三浦

帰途車中で皆んなの顔は一樣に堅かった。何かやりきれない気持の外に、我々JCマンとして、少くともこうした人々へ「も」と光を、与える可く努力が必要だと痛感したのは、私だけではなかったと思う。

## 大笹生学園訪問記 内池宏文

矢萩理事長、渡辺奉仕委員長をはじめ、総勢13名は「愛のプレゼント」を三台の車に搭載し20日午後冬空の大笹生学園(生活保護家庭又は両親の不明な薄幸な精神薄弱児——現在百名——を収容している施設)を訪れた。車中では前回の「愛育園無料診療」などを話題に、極めてノンビリした空気であったが、現地に着くや一同啞のように黙り込んでしまった。顔面が強張っている。起ったり座ったり、必要以上に遠慮してみたり、どうもいつものJCメンバーとは違うようだ。そんな間にも変な顔が窓から覗いている。白い歯をむいている。ドア越しの廊下の雰囲気もおだやかでない。(と思った……これは後で渡辺委員長先生に伺って見ると、園児が我々の訪問を喜んでいる状態とのこと。例えば笑う代りに泣くことが喜びの表現である児もあるとか)稍あって矢萩理事長が来意を告げ渡辺委員長が「愛のプレゼント」の贈り先をここに決めた理由などを説明したらしいが小生は廊下の異様な空気が気になって上の空であった。

その内に坪井副理事長が例の(?)調子で「一日の食費は幾ら位ですか」と聞く園長先生の答に曰く

「以前は93円位でしたが、最近は大分よくなりまして111円位位についております。」

「一日ですか」と聞き返す「はい、三食に、おやつも含まっております」という具合なので何となく昨夜の忘年会が悪い事でもしたみたいなき持になった頃、小林専務気を取り直して

「色々お困りのことも多いと思いますが、その中でも一番お困りなのは何でしょうか」

答「困らないことは一つありません。やることを為すこと困ったことばかりです。毎日が子供達との根気比べです。しかし私達はこの子供達に、もし社会に復帰出来る素質が一つでも潜在しているとすれば、何年かかってもそれを見出してやって社会に送り出したいと努力しております」と

何だか目頭が熱くなる思いで、園長先生が熱心に細部の説明を

して下さるのだが、どうもいたたまれない様な感じになってくるので、園長先生の推めて下さるお茶をお断りし、園内を見学させてもらうため廊下に出た。

園児がぞろぞろついてくる。私は悪いけれども皆んなの真中辺を歩かせて頂いた。どうも後尾を歩いて園児と手を継いで歩いて見る気にはなれなかった。(この点深く反省し修養を積まなければと思っております)

一番驚いたのは洗濯物で見事な満艦飾である。この洗濯物だけでも大変だと益々頭の下る思いがする。大半が夜尿症であること、百人もの園児が毎日泥んこになるのだから無理もない。この点我々が衣類を選んだのは適当であったと、いささかこの点だけは頭の中を調整することが出来た。

しかしあの百名もの普通でない子供達の世話をしている職員さんの苦勞は、とても常人業とは思はれない。何か宗教家のような気持でもなければ出来ないのではないかとさえ思はれる。この次はこの職員さん達を励まし慰さめなければならないとつくづく敬意を表した次第である。

帰路小児科の渡辺先生がこんなことを話していた。

「本当に可憐に、あの子供達には何の罪もないのに、全部親の責任なのだ」と

又小林専務は

「あの様な子供が家庭内においたらどうなんだろう」と

それにしても本当に今日はいい体験をしたと思う。我々には未だ現実の社会を自分の目で確かめるということが少なすぎるのではないだろうか。

私は叫びたい。

「JCは先づ現実を探究すべきである」と、その中に自ら我々の道は開かれているのではないだろうか。

稿をおくに当って、喜んで記念撮影に入った園児達の顔々が眼前に彷彿として、改めてあの子達に幸あれと祈る次第である。

## J C に 何 を 望 む か 藤井民治

### 1. 国内観光客の市内誘致策

「スカイライン→飯坂」の観光ルートの場合、福島駅が経由となるが、その際市内の中心部を起点とした輸送体型をととのえ、観光客の誘致を図りたい。(バス路線の市内う回など)

2. 市内観光地(信夫文相掬、岩谷観音など)の開発及び宣伝対策

3. 福島市商店街の総合的発展策

(イ) 商店街の整備及び造成(共同店舗の育成、共同事業の指導)

(ロ) 購買人口の確保周辺市町村(二本松米沢白石)の購買客の確保

(ハ) その他

(福島市商店街連合会会長)

### 第3回若い根っ子の会福島支部集会



ズンズンのびてく、ゆめがあら、若い根っ子の会も11月15日楽しい一夜の集いを催した。

桜ヶ丘病院院長渡部光君の好意によってその日同病院講義室を開放して20名の若い根っ子の会々員が集合。

先づ、当会議所会員と「経営者に何を望むか」をテーマに活潑な意見が取りかわされた。

その後おいしいも汁を賞味し乍ら音楽の集いに入り目頃の

苦しいことどもを忘れ一時をすごした。

この日出席した八島副理事長からもげき励の言葉を得たが、彼等は大いに吾が会議所会員の指導と援助を望んでいるので、諸君の惜しめない後援を願うこと切である。

## 委員報告

### ＝ 総務 ＝

日時 昭和38年12月4日 P.M.1200  
場所 中合  
出席者 穴戸、尾越、山田、倉島、須藤、早坂、鈴木、小林専務理事、坪井副理事長、三浦書記

- 12月例会ゲストの件
- 1月例会ゲストの件
- 副委員長選任の件  
尾越副委員長停年に伴う後任として鈴木義夫君を選任。
- 今年度表彰単位取得者に関する件

- 12月例会出席オザグザーバーの件
- 予算に関する件

### ＝ 修練 ＝

日時 昭和38年11月19日  
場所 広瀬庵本店 午後6時  
出席者 池田、高野、国分、金子、鈴木、郷、下田、小野、佐久間

- 議題
- 委員会活動の基本方針再検討
  - 修練委員会担当の副理事長について(理事會に提案する件特に経済活動委員会の行事を主として)
  - 県北総合開発資料調査の爲の今後の活動の基本方針検討

## 新入会員紹介

かねてより、県案でありました。新規申込会員に就いて、理事会及び資格審査委員会、夫々の立場より、慎重に検討を続けて来ましたが、略々決定を見るに到り、12月9日(月)理事4名、審査委員5名、から

成る会議所側と、新規加入申込者10名との間に最終的な懇談会を持ち、明年度よりの加入の決定を見るに到りました。

猶新会員の氏名、年令等を御紹介致します。

氏名	生年月日	勤務先	役名	電話	所属
鍋瀧 千代雄	昭8.8.19	草野文房具店	取締役	電(2)5181	(総)
大槻 潤一	昭12.4.21	福島テレビ・サービス	専務	電(2)6258	(総)
朝倉 利浩	昭4.2.12	朝倉会計事務所	所長	電(2)2526	(修)
村田 博	昭6.1.2	福島日赤眼科	所長	電(2)6101	(奉)
斎藤 富士雄	大15.9.23	福島日赤外科	部長	電(2)6101	(奉)
藤井 謙一	昭6.2.11	加賀屋百貨店	専務	電(2)4352	(広)
三浦 康司	昭8.9.30	秋田銀行福島支店		電(2)4176	(総)
渡辺 元治	昭2.1.1	浦住運輸会社	社長	電(2)4293	(奉)
渡辺 十志夫	昭9.11.16	渡辺ダイヤ	専務	電(2)3733	(総)
伊豆 精一	大14.2.4	福島相互銀行本店		電(2)4171	(総)

尚来年度より理事の所属が下記の通り変わりました。

奉仕委員会より～会員委員会へ溝口茂男 奉仕委員会より～広報委員会へ内池宏文

### 【会員消息】

菅野英輔君(広報委員会)のお父さんが12月21日逝去されました。

リレー随筆として各委員会毎各一名づつ毎月どんなことでもいい記事をのせていただきます。

### 【編集後記】

J.C. ニュース1964年より規格を変えや大きき判にします。題字も変更する予定、斬新なデザインなどありましたら御教示願ひ度い。  
・規格変更に従って新企画として"J.C."

福島青年会議所会報第5号

昭昭38年12月25日

発行 福島青年会議所 (TEL2-5412)  
編集 広報委員長 秋元 純  
印刷 日本五色印刷株式会社

## 青年会議所の入会金等の法人税等の取扱について

### — 国税庁通達 —

社団法人日本青年会議所の会員たる各地青年会議所に対する入会金等の法人税等の取扱を下記のとおり定めたから、昭和38年1月1日以降支出するものから、これにより取り扱われたい。

なお、昭和36年7月17日付直所2-82直所1-181「青年会議所の入会金等の取扱について」通達は経過的に取り扱う場合のほか、廃止されたものと了承されたい。

(趣旨)  
従来各地青年会議所は会員個人の修練を目的としたものであったため法人が入会金等を負担した場合には、会員に対する給付として取り扱うこととされていたのであるが、最近では青年社員の研修の場としての職能的訓練を中心として活動している実情にあり、またこれによって定款の変更が行なわれたことにかんがみ、法人の業務遂行に必要な経費と認め取り扱うことを適当とするに至つたから、その取扱を改めるものである。

### 記

1. 法人が、正会員である法人会員として青年会議所に入会している場合において、その入会金および經常会費を支出したときは、これをその支出の日を含む事業年度の損金に算入する。
2. 法人が、正会員としては個人だけしか認められてない青年会議所に業務の必要上自己の役員または従業員を入会させ、その入会金または經常会費を負担したときは、その負担した日を含む事業年度の損金に算入する。
3. 法人が、正会員として法人会員と個人会員との双方の会員制度のある青年会議所の個人会員として入会している自己の役員または従業員のために、その入会金または会費その他の費用を負担したときは、当該負担した金額はその会員に対する給付として取り扱う。
4. 法人が青年会議所の正会員となつている場合(個人会員だけしか認められない青年会議所に自己の役員または従業員を入会させている場合を含む)において、特別会費その他の費用(入会金および經常会費を除く)を納付したまたは負担したときは、それらの費用の性質に依り、交際費等、会員(法人会員の場合は派遣されている役員または従業員)に対する給付、その他の経費等として取り扱う。
5. 法人が、青年会議所の特別会員である自己の役員または従業員のために、その入会金または会費その他の費用を負担したときは、その負担した金額は、その特別会員に対する給付として取り扱う。
6. 法人が青年会議所の賛助会員となつている場合においてその入会金または会費その他の費用を納付したときは、原則として寄付金として取り扱う。
7. 正会員として法人会員と個人会員の相方の会員制度のある青年会議所の個人会員でこの通達の日付けの日前に入会した者の入会金または經常会費のうち、昭和38年1月1日以後この通達の日付けの日から6ヵ月を経過した日の前日までの間に支払われるものについては、3にかかわらず2に準じて取り扱うことができる。